

希少野生動植物種保存基本方針の変更について

1. 経緯

平成 29 年 6 月 2 日、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が公布された。改正法の内容等については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「種の保存法」という。）第 6 条に規定する希少野生動植物種保存基本方針（以下「基本方針」という。）に反映させる必要がある。

基本方針の変更の案の作成にあたっては、環境大臣が中央環境審議会の意見を聴くこととしているため、基本方針の変更について、中央環境審議会に諮問するもの。なお、今後、環境省が設置する有識者検討会での議論を踏まえて原案をまとめ、同審議会自然環境部会に設置されている野生生物小委員会において具体的な検討を行うことを想定。

（参考）種の保存法 第 6 条 ※改正法による改正後

- 第 1 項 環境大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて希少野生動植物種の保存のための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めるものとする。
- 第 2 項 前項の基本方針（以下この条において「希少野生動植物種保存基本方針」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する基本構想
 - 二 希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項
 - 三 国内希少野生動植物種に係る提案の募集に関する基本的な事項
 - 四 希少野生動植物種の個体（卵及び種子であって政令で定めるものを含む。以下同じ。）及びその器官（譲渡し等に係る規制等のこの法律に基づく種の保存のための措置を講ずる必要があり、かつ、種を容易に識別することができるものであって、政令で定めるものに限る。以下同じ。）並びにこれらの加工品（種を容易に識別することができるものであって政令で定めるものに限る。以下同じ。）の取扱いに関する基本的な事項
 - 五 国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項
 - 六 保護増殖事業（国内希少野生動植物種の個体の繁殖の促進、その生息地又は生育地の整備その他の国内希少野生動植物種の保存を図るための事業をいう。第四章において同じ。）に関する基本的な事項
 - 七 第四十八条の五第一項に規定する認定希少種保全動植物園等に関する基本的な事項
 - 八 前各号に掲げるもののほか、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する重要事項
- （略）
- 第 4 項 第一項及び前項の規定は、希少野生動植物種保存基本方針の変更について準用する。
- 第 5 項 この法律の規定に基づく処分その他絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のための施策及び事業の内容は、希少野生動植物種保存基本方針と調和するものでなければならない。

2. 変更の主なポイント

(1) 改正法を踏まえた変更

- ・ 中央環境審議会の答申（平成 29 年 1 月）及び改正法を踏まえ、以下の事項について定める。
 - ▶ 国内希少野生動植物種に係る提案の募集に関する基本的な事項
 - ▶ 認定希少種保全動植物園等に関する基本的な事項
 - ▶ 特定第二種国内希少野生動植物種の選定の考え方等
 - ▶ その他、国際希少野生動植物種の流通管理の強化措置等

(2) 絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略（平成 26 年 4 月、環境省）の反映

- ・ 中央環境審議会の答申（平成 29 年 1 月）及び改正法案への附帯決議（衆議院・参議院）において、当該保全戦略を基本方針に反映させ、閣議決定することが求められている。
- ・ これらを踏まえ、当該保全戦略に示された保全の優先度の考え方や、種の状況を踏まえた効果的な保全対策の考え方等について、基本方針に反映させる（基本方針の内容として馴染まない個別具体の事例等は除く）。
- ・ 当該保全戦略については、基本方針にすべて反映されるわけではないため、引き続き活用を図る。

(参考) 絶滅のおそれのある野生動植物種の保全戦略

- ・ 生物多様性国家戦略の国別目標 C-2（絶滅危惧種の個体数の減少防止等）の達成に向けて、環境省として、我が国に生息する絶滅危惧種の保全を全国的に推進することを目的として、基本的な考え方と早急に取り組むべき施策の展開について示したもの。
- ・ 個別の取組事例等を含めた各施策の具体的な進め方や、保全戦略の進捗状況の点検などの考え方についても記載。

3. 検討のスケジュール（案）

H29.10.25 自然環境部会野生生物小委員会：諮問・変更事項（案）の審議



H29.11～12 環境省において有識者検討会を設置し、変更案の検討



H30.1 自然環境部会野生生物小委員会：変更案（パブコメ案）の審議



H30.1～2 変更案のパブリックコメント



H30.2～ 自然環境部会野生生物小委員会：変更案のとりまとめ・答申